

高知市立追手前小学校敷地への

県立図書館・市民図書館の整備について

報 告 書

平成22年8月20日

高知県・高知市新図書館整備ワーキンググループ

はじめに

高知県立図書館と高知市民図書館本館は、狭隘化や老朽化等から時期を同じくして新しい図書館を整備することが必要となっている。このため、県市の実務者でこの5月からワーキンググループを立ち上げ、追手前小学校敷地に、県立図書館と市民図書館の単なる合築、あるいは完全機能統合ではないが両館の機能を充実させ、できる限り図書館を利用する県民市民の利便性が高まり、効率的な運営が図られる図書館（以下「一体型図書館」という。）として整備できないか検討を重ねてきた。この報告書は、その検討結果を報告するものである。

## 1 高知県立図書館、高知市民図書館本館の現状

高知県立図書館と高知市民図書館本館は、下表のとおりいずれも昭和40年代に整備され、現在、施設の狭隘化や老朽化、また、耐震化等の課題を抱え、新たな施設の整備が必要となっている。

施設名	高知県立図書館	高知市民図書館本館
建築年度	昭和48年（築37年）	昭和42年（築42年） 新館は平成3年建築
延床面積	3,896.1 m <sup>2</sup>	3,466.3 m <sup>2</sup>
蔵書冊数	約58万冊	約41万冊（全体で約97万冊）

### （1）新たな高知県立図書館の整備の必要性

現在の県立図書館は、昭和48年の建築で、以下のとおり狭隘化、老朽化が進み、図書館サービスの新たな展開が十分にできない施設となっている。

- ア 収蔵能力が限界を超えている。（約30万冊の計画に対し、58万冊を収蔵）
- イ 開架、閲覧スペースが狭い。
- ウ 研修や生涯学習用の集会室がない。
- エ 原因不明の雨漏りや空調・水道等の設備の更新時期にある。
- オ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。
- カ 一般利用者用のエレベーターがないなど、バリアフリー対応施設となっていない。

### （2）新たな高知市民図書館本館の整備の必要性

現在の市民図書館の本館は、昭和42年の建築で、以下のとおり老朽化、狭隘化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分な施設となっている。

- ア 収蔵能力が限界を超えている。  
（開架8万冊、書庫16万冊の計画に対し、37万冊を収蔵。[雑誌除く]）
- イ 開架・閲覧スペースが狭い。
- ウ 機能的でない配置になっている。

- エ 各種整理スペース等バックヤードが狭い。
- オ 集会・展示や利用者のくつろぎのスペースが狭い。
- カ 原因を特定できない雨漏りや壁面のクラックなどが見られる。
- キ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。

## 2 高知県立図書館と高知市民図書館が果たすべき役割と機能

### (1) 高知県立図書館

県立図書館には、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号、平成13年7月18日)等を踏まえ、次の機能を備えることとしている。

#### 1 高知県の情報拠点としての機能

- ・仕事や就職、医療・健康等をはじめとした基本的資料、新刊図書、視聴覚資料の収集・整理・保存と直接利用者や公立図書館への貸出等
- ・紙媒体と電子媒体の資料の提供
- ・データベースやパス・ファインダー等を活用した調べ学習への支援
- ・県民や大学図書館、公立図書館等への広範な資料情報の提供
- ・市町村の貴重な資料なども保存する資料保存センターとしての機能

#### 2 地域や県民の課題解決を支援する機能

- ・図書館の利用が少なかった経営者や行政マン、商店主、サラリーマンの方々の仕事上の課題解決のための支援サービスの提供
- ・法律や健康・医療、福祉、安心・安全等に関する情報提供サービス
- ・レファレンス・サービスの充実

#### 3 図書館ネットワークの構築と市町村立図書館等を支援する機能

- ・公立図書館や学校図書館、大学図書館等との協力貸出や相互貸借を中心としたネットワークの強化
- ・市町村立図書館等への人的・物的支援
- ・公民館図書室の充実や公立図書館の設置促進

#### 4 子どもの読書活動を支援する機能

- ・本の選書等で市町村立図書館等を支援することにより子どもの読書活動を推進
- ・司書を中心に、子どもに本を手渡すことのできる人材の養成

#### 5 学校を支援する機能

- ・司書教諭への研修や市町村立図書館を通じた図書の一括貸出等による支援

#### 6 生涯学習を支援する機能

- ・県民の生涯学習活動への支援
- ・通信教育テキストや参考図書等の整備による支援

## 7 障害のある利用者等を支援する機能

- ・音訳・点訳等の障害者サービス
- ・外国人に対する多文化サービス

## (2) 高知市民図書館

### 新しい市民図書館の方向性

高知市民図書館は、「個人の完成と市民社会の発展に貢献することを目的」(高知市立市民図書館条例第1条)として、一人でも多くの市民に親しまれ、利用されることを願って「市民の図書館」と名づけられて誕生して以来、60年間「暮らしの中に図書館を」をスローガンに活動してきた。特に草創期は、15年にわたって日本の図書館界をリードする図書館史に残る活動をおこない「ユネスコ共同図書館事業」に参加するなど、高知市が誇りとする図書館である。

現在の市民図書館は、本館、6分館、15分室、そして移動図書館により年間約180万冊の貸出及び35万冊の回送本が物流する大きなネットワークとして活動している。また子ども科学図書館を傘下に持ち、子どもたちの科学教育にも貢献してきた。

今後、人口の減少や高齢化の進展が予測されていること、また読書環境に変革をもたらす電子書籍の出現など、図書館をめぐる環境の変化を踏まえながらも、これまでの伝統を大切に「いつでも、どこでも、だれにでも」そして「ゆたかに、はやく、かくじつに」を基調とした、市民にとって気軽に利用でき、子どもや高齢者、障害者などの様々なニーズに応えられる図書館ネットワークを発展させる。

本館については、ネットワークの中心館としての役割を果たし、総合的な図書・情報メディアセンターを目指す。

### 新しい市民図書館本館の機能

#### 1 直接サービスの拠点

- ・快適な開架閲覧スペースで、図書等資料を探し閲覧する楽しみの提供
- ・一般書から専門書まで揃った蔵書構成

#### 2 資料情報のセンター

- ・調査、研究を支援する総合的な資料、情報の集積
- ・郷土資料、歴史的資料(特設文庫)の収集整理
- ・レファレンス・サービスの充実

#### 3 ネットワークの中心

- ・分館、分室との連携と支援体制
- ・物流ステーションの整備

- 4 児童読書支援のセンター
  - ・子どもと本とのための創造的で豊かなサービスの展開
  - ・学校図書館や地域文庫との連携
- 5 視聴覚ライブラリー
  - ・名作、古典、児童、平和、人権、防災等公共図書館ならではの視聴覚資料収集
  - ・映画会などの事業展開
- 6 子ども科学図書館
  - ・子どもたちが自然や科学を豊かにとらえるための科学学習の基地
  - ・各種標本や実験設備の充実
- 7 障害者サービスの拠点
  - ・ユニバーサルデザイン的环境
  - ・読書が困難な人々へのサービス
  - ・点字図書館との連携

### 3 県市がそれぞれに図書館を単独整備した場合の施設規模と事業費

県市がそれぞれ単独で図書館を整備した場合、先行県の事例等からみて、県立図書館の延べ床面積は概ね10,000㎡、それに要する施設整備費は約53億円、運営費約4億円と想定される。

また、市民図書館本館の延べ床面積は7,000㎡、施設整備費は約38億円、運営費約3億3千万円と想定される。

施設名		県立図書館	市民図書館本館	計
現 状	施設規模	3,896.1㎡	3,466.3㎡	7,362.4㎡
	運営費(年間)	244百万円	272百万円	516百万円
新 図 書 館	施設規模	10,000.0㎡	7,000.0㎡	17,000.0㎡
	建設事業費	5,267百万円	3,826百万円	9,093百万円
	運営費(年間)	399百万円	325百万円	724百万円

人口規模が類似した先行県等を参照

### 4 目指すべき一体型図書館像

#### (1) 一体型図書館を検討する背景

全国的には、県都において県立図書館と市民図書館の2つの図書館が別々に整備されていることが一般的であるが、追手前小学校敷地に両図書館の整備という条件で考

える中では、1つの敷地に2つの図書館を整備するのであれば、両図書館の果たすべき役割と機能がより発揮され、県民市民の利便性が高まり効率的に運用できる図書館とはどのような図書館か考え、検討することとした。

また、図書館の設置・運営は自治事務であり、各地方公共団体の責任のもとに行われているが、近年の地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況の中で、公立図書館は厳しい図書館経営を余儀なくさせられている。

例えば、都道府県立図書館では、平成7年から平成20年の14年間に施設規模は1都道府県当たり平均で約2千㎡広くなった。一方、図書館の命ともいえるべき資料購入費の1都道府県当たりの平均は、平成8年度の96,929千円をピークに平成21年度は59,832千円にまで減少し、その減少率は38%となっている。

これまでに、本県は全国に比べ10年先行して少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、25年後の平成47年(2035年)には、本県の人口が60万人を下回るとの予想がされている。当然のことながら、財政の健全化や少子化を阻止するための手立てを講じていかなければならないが、一方、新しい図書館には、こうした状況を見据えた対策を講じておくことが必要となってくる。

このため、県市が互いに連携しながら、いかに蔵書の充実を図り県民市民へのサービスの質を確保するとともに、安定した経営を長期にわたり継続していけるのか、その施設や運営のあり方について検討することとした。

## (2) 検討にあたって守るべき一体型図書館の理念と整備方式

### 新しい県立図書館の理念

新しい県立図書館は、本県の新しい時代を切り開くにふさわしい「知」に関する情報を集積した県民の生涯学習の拠点施設として、県民に親しまれ利用される図書館となるよう整備していく必要がある。また、東西に長く、公立図書館のない中山間地域の小規模自治体が多いなど、県民の読書環境に大きな格差がある中で、全ての県民の読書環境を充実させるために市町村立図書館等への支援の強化が求められている。併せて、本県を活力ある県としていくために、子どもの読書活動や学校教育への支援を通し、本県の人づくりを積極的に支えていく必要がある。

### 市民図書館の目指す理念

市民図書館は、一人でも多くの市民に親しまれ、利用される図書館として、これまでの伝統を大切に「いつでも、どこでも、だれにでも」そして「ゆたかに、はやく、かくじつに」を基調とした、市民にとって気軽に利用でき、子どもや高齢者、障害者などの様々なニーズに応えられる図書館ネットワークを発展させる必要がある。本館については、そのネットワークの中心館としての役割を果たし、総合的な図書・情報メディアセンターを目指している。

### 目指すべき一体型図書館の整備方式

追手前小学校敷地に整備する図書館は、当然のことながら両図書館の理念が実現される図書館でなければならない。その際の整備手法として、1つの建物に県立図書館、市民図書館を別々に整備し運営する単純合築と、2つの図書館が同居はするが重複する機能を整理統合し、できるだけ県民市民の利便性を高めて運営する方法が考えられる。

単純合築は、利用目的の異なる公共施設であれば県民市民に分かりやすいが、貸出等の直接サービスが共通した県立図書館と市民図書館となるとその必要性が分かりにくい。その必要性を考慮すると、利用者の利便性、図書館機能から見た施設のあり方、及び施設整備費や運営費でのメリット、という3つのポイントが判断材料となる。

利用者の利便性を考えると、1カ所で全てのサービスを受けられる施設が最も望ましいが、単純合築は県立図書館と市民図書館の両方の図書を借りたい場合、それぞれの図書館に足を運ぶ必要がある、利用者の賛同は得られにくいと考えられる。

図書館機能という点では、特に県立図書館に市民図書館にはない機能があることから、無理に整理統合しない方が無難ということも考えられないことはない。しかしながら、この考え方は、新図書館の整備をきっかけとして県民市民の利便性を高

めるとの本検討の趣旨からすると消極的な考え方と言わざるを得ない。併せて、例えば、研修や図書の貸出をはじめとした市町村立図書館の支援であれば、その支援体制や専用図書など整備すれば十分にその機能を発揮することが可能であることから、単純合築でないと図書館機能が発揮されないとは言えない。

また、施設整備費や運営費では、両図書館それぞれに必要な規模を確保し、運営していく必要があることからほとんど軽減できる見込みがない。

このため、この方法はメリットが少なく、県民・市民の理解が得られないと判断した。

後者は、高知県立図書館と高知市民図書館の両方の機能を併せ持ったうえで、利用者への直接サービスを一体的に行うことから、そこに行けばいずれの図書も借りられるし、どちらの資料も閲覧できることとなり、図書館を直接利用する県民市民の利便性を高めることが可能となる。

この方式を採用することにより両図書館それぞれに必要であったカウンターを1つにまとめ、職員の効率的な配置を行うことも可能となってくる。こうした効率化を図ることにより、両図書館はそれぞれの役割を果たすことにこれまでも増して取り組むことが可能になるのではないか。また、中核的な図書館を整備することにより、県内図書館のネットワークと市民図書館のネットワークが充実するのではないかと考えた。

さらに、一体的に整備・運営することにより、それぞれを単独整備するよりも施設整備費や運営費も軽減でき、その削減した経費をもって図書館の運営の充実等を図ることも期待できる。

このため、ワーキングでは、この方法の具体化を目指した。

なお、整理統合した機能を円滑に運営するためには、組織のあり方や運営にこれまでにない工夫が求められる。

## 5 一体型図書館の整備方針

施設整備や運営にあたっては、以下の方向で検討・整備を進めることが県民市民の利便性の向上と事業効果を最大限に活かすことに繋がると考えられる。

### (1) 県立図書館、市民図書館が果たすべき役割

県立図書館は、県民に直接サービスをする公立図書館としての役割と広域自治体が設置する図書館として、県内の市町村立図書館等への支援をはじめ、子どもの読書活動の推進や学校図書館への支援など、全県的な図書館政策の推進とそれに関する調整等の役割を担っている。



市民図書館は、公立図書館としての直接サービスとともに、市内の子どもたちを対象とした子どもの読書活動への支援や管内の学校図書館との連携などの役割を担っている。

このように県立図書館と市民図書館では、果たすべき役割が共通する部分と独立した部分があり、その役割を明確にして取り組む必要がある。

## (2) 主な機能統合と運営体制

### 主な機能統合や統一すべき内容

一体型図書館では、貸出等の直接サービスを中心に両図書館の運営ルールの統一を図りながら機能統合することにより、利用者の利便性の向上を図ることが可能となる。その主なものとして、次のようなことが考えられる。

- ・開館日、開館時間、利用対象者
- ・資料の購入や保存・管理等の業務（歴史的な郷土資料は除く。）
- ・貸出や閲覧等の直接サービス
- ・開架スペースやカウンター、書庫、会議室等の共有
- ・貸出ルールやコンピュータシステムの統一など

### 運営体制

新しい図書館の運営は、両図書館の果たすべき役割が違うことから、2つの組織が経営方針を明確にして、その責任を果たしながら運営していくことが望ましい。

役割としては、貸出サービス等の直接サービスは市民図書館、市町村立図書館等の支援といった全県的な図書館政策の推進や調整等は県立図書館という分担が考えられるが、館の機能を最大限に発揮していくための十分な検討が求められる。

なお、市民図書館が県立図書館の貸出等の直接サービスを実施することになった場合は、増加する業務量に伴う人員体制について県市で調整する必要がある。

また、職員については、県立図書館は専門職制度を導入し司書の配置を行っているが、高知市民図書館は導入していないため、より質の高い図書館サービスを提供していくためには、市民図書館に専門職制度の導入を検討していく必要がある。

2つの組織で運営すると、考え方の違い等から運営に新たな課題が生じることも想定されるので、一体的な図書館づくりの理念とそれぞれの図書館の役割を明確にし、日頃から緊密な連携をとる必要がある。

## (3) 効率的な運営体制の確立とサービス機能の充実

県市が別々に単独整備すると、それぞれの施設規模は現状より大きくなり、それに見合っただけ業務量が増大する。特に、カウンター周辺業務で現在の職員数を増員する必

要が生じてくる。

しかし、一体的に整備すると、それぞれの施設に必要であった子ども用、一般用、レファレンス用等のカウンターを1つにまとめることが可能となり、効率的な職員の配置が可能となってくる。さらに、一体的な図書館として運営すると、施設の管理や図書購入などの業務を一元化することも可能となる。

また、貸出返却など業務の効率化を図るために、ICタグの導入なども検討する必要がある。

こうして業務の効率化を図ることにより、県立図書館は市町村支援や子どもの読書活動の推進等に、市民図書館は直接サービスやネットワークの中心的機能の充実等に向けて人員を手厚く配置することも可能となる。そうした上で、さらに、魅力的な図書館づくりのための体制も十分検討していく必要がある。

#### (4) 施設整備のあり方

図書館の延べ床面積を構成する要素を大きく分けると、図書館の利用者が図書や新聞・雑誌等を閲覧する開架スペース、図書等を収蔵する書庫、会議室や事務室、エントランス、機械室等の管理スペース等からなる。県市がそれぞれに単独で図書館を整備すると、延べ床面積は先行県の事例等から県が約10,000㎡、市が約7,000㎡、合計約17,000㎡が必要と想定される。

書庫については、一体的に整備しても必要面積は重複図書の扱いを除き大きく変わらないが、開架スペースや管理スペース等では見直しが可能となる。

現在の両図書館の開架スペースには、それぞれに子ども図書室や新聞閲覧室、一般向けの資料室等を設けサービスを提供している。一体型図書館では、開架スペースを一体化することにより、利用者の利便性を図りながらも面積を削減することができる。

また、管理スペース等においても、会議室の共同化やエントランス、機械室等を一つにすることにより、単独整備よりも面積を削減することができる。

このように一体化を図ることにより、県市合せて13,000㎡程度の規模で両図書館の役割を果たすことのできる新しい図書館の整備が可能であると考えられる。

施設整備にあたっては、将来の蔵書量の増大に備え、書庫の拡張スペースを確保しておく必要がある。

単独整備と一体型図書館の各スペースの広さ(概算) (単位:㎡)

項目	県市単独整備計	一体型	差し引き
開架スペース	4,865	3,300	1,565
書庫スペース	4,800	4,600	200
管理スペース等	7,335	5,100	2,235
計	17,000	13,000	4,000

### (5) 蔵書計画

県立図書館はそれぞれの分野の専門的な図書を、市民図書館は市民向けのポピュラーな図書を主に購入しており、蔵書構成に特色が見られる。

新しい図書館では、県立図書館と市民図書館が選書を協議することにより、購入図書をより体系的に整備することができ、1か所でより多様で充実した図書を来館者に提供することができる。

また、県立図書館と市民図書館の収蔵能力は、開館後30年程度の収蔵能力を見込み、縣市合わせて205万冊(移動図書館を含む。)うち開架28万冊程度と想定している。

項目	県立図書館	市民図書館本館	計
現在の収蔵冊数	49万冊	41万冊	90万冊
今後の収蔵予定冊数	66万冊	49万冊	115万冊
計	115万冊	90万冊	205万冊

### (6) 開架スペース

開架図書は、利用者が直接手に取って内容を確認することができることから有用である。このため、誰もが自由に利用することができるスペースにするとともに、落ち着いて読書や調べもののできる快適な空間として整備することが求められている。

この開架スペースを県民市民がより使い勝手の良いものとするためには、開架資料や電子メディアの充実はもとより、県立図書館、市民図書館のいずれの図書も一つの空間の中で系統的に自由に手にすることができるように整備することが必要である。

### (7) 貸出ルール等の統一

県立図書館と市民図書館では、利用対象者や貸出ルール等が異なっている。県民市民が利用しやすいように貸出ルール等を統一する必要がある。

ルールの見直しにあたっては、利用者がこれまで両図書館から受けられたサービスが低下することのないように配慮すべきである。

## 6 単独整備と比較した一体型図書館の施設整備費と運営費の削減効果

### (1) 施設整備費の削減効果

一体型図書館は、各々単独整備した場合の合計額と比べ、施設規模が4,000㎡程度縮小できることや、設備・情報機器等の重複を避けることにより施設整備費や設備・情報機器等整備費で約22億円の削減が可能である。

一方、県のシステム統合等ための臨時的経費が約3億9千万円必要となる。この結果、最終的に施設整備に要する経費は約18億1千万円の削減が可能と試算される。

## (2) 運営費の削減効果等

一体型図書館は、単独整備と比べ光熱水費や設備管理費等の維持管理費で約3千万円、また、人件費についても職員を増員することなく効率的な運営をすることが可能であれば約8千万円、合計で約1億1千万円の運営費を単年度に削減することができるが見込まれる。

ただし、現時点で新しい図書館の業務量を把握することは困難であり、大幅に業務量が増加する場合には、当然のことながら職員を増員する必要がある。

## 7 東西軸活性化への寄与

一般的に文化施設の利用者は、施設を開館した当初がピークで、その後利用者が減少するといわれている。その中で、図書館だけは唯一の例外施設として、利用者を伸ばしている。

こうした要素があるとしても、図書館はあくまでも教育・文化施設であり、大きな教育・文化行政の中で捉え、そのあり方等を議論すべきと考えている。しかし、図書館を整備し図書館サービスの充実により利用者が増大することで、結果として町のにぎわいにつながるのであれば望ましいことである。

## 8 その他留意すべき事項

### (1) 整備スケジュール

高知市は市民図書館の整備の財源として合併特例債を予定している。この合併特例債の発行が可能な最終年度は平成26年度であり、平成26年度までに事業を完了させる必要がある。そのためには、平成22年度に基本構想を策定し、平成23年度24年度の2か年で基本計画・基本設計・実施設計の実施、25年度の当初から埋蔵文化財の発掘調査や校舎の解体を行い、25年度の後半から工事に着手する必要がある。

### (2) 新図書館開館に向けた準備

県立図書館と市民図書館では、サービスの提供範囲や利用者はもちろんのこと、蔵書構成や分類、目録データ、コンピューターの管理システムなど資料の収集・保存・貸出を中心とした図書館サービスを提供していくためのルールに様々な違いがあり、その下で県市合せて160万点近い資料の管理を行っている。県市一体型図書館として整備し運営していくためには、この様々なルールの違いを整理・統一するとともに、

これらの資料のラベルやバーコードなどを統一するための作業を行う必要がある。基本的な方向性の決定を受けて、速やかに推進体制を整えその作業を進めるべきである。

### (3) 施設の管理区分について

図書館は、公の施設であり、一つの公の施設を複数の団体で所有することは想定されていないため、県が管理する部分と市が管理する部分に区分しておく必要がある。

なお、施設の管理区分が分かれていても、機械や空調設備等の建物の維持管理は、県市のいずれか一方が行うことが望ましい。

### (4) 今後調整が必要な事項

下記の項目については、今後調整が必要である。県市の関係課は速やかに協議し、その方向性を示す必要がある。

追手前小学校敷地内での図書館の立地場所等の土地利用計画

駐車場の整備計画

工事の発注者

費用負担の考え方

## 9 まとめ

県立図書館と市民図書館を一体的に整備した事例は全国にないが、図書館機能が充実することにより利用者の利便性が向上し、さらに、施設整備費及び運営費についても単独整備より大幅に軽減を図ることができる。

運営にあたっての課題も想定されるが、県立図書館、市民図書館の役割を明確にし、それに必要な体制を今後十分検討し構築していけば、克服することのできる課題であると考ええる。

さらには、少子高齢化が全国より10年先行している本県の将来を見据える必要もある。

こうしたことから、新しい図書館は、県民市民への図書の貸出などの直接サービスを中心とした両館の機能を整理統合し、できるだけ県民市民の利便性を高めて効率的な運営ができる一体型図書館として整備することが望ましい。

また、一体型図書館は、従来にもまして県立図書館の役割、高知市民図書館の役割をきちんと果たすことはもちろんのこと、併せて、社会情勢の変化にも的確に対応し、これまで本県に不足していた図書館機能を充実させ、新たな顧客も開拓しながら県及び高知市の図書館機能の中核となる役割を発揮することが求められている。

今後は、有識者の意見を聞きながら、重複を避けた機能的で使い勝手のよい総合的な図書館として検討・整備すべきである。